

平成 28 年 6 月 24 日現在

定 款

株式会社 I J C

株式会社 I J C 定款

第 1 章 総 則

〔商 号〕

第 1 条 当社は株式会社 I J C と称する。

〔目 的〕

第 2 条 当社は次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 情報システムの設計、開発、保守及び運営管理
- (2) コンピュータソフトウェアの開発及び販売
- (3) 情報処理サービス、情報通信サービス及び労働者派遣
- (4) 情報処理機器、情報通信機器及び事務用機器の販売、賃貸、リース及び保守
- (5) 前号に掲げた機器の設置接続に伴う電気通信工事
- (6) 指定管理者として指定を受けて行う事業
- (7) 前各号に付帯する一切の事業

〔本店の所在地〕

第 3 条 当社は、本店を愛媛県今治市におく。

〔機関〕

第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役

〔公告の方法〕

第 5 条 当社の公告は官報に掲載する。

第 2 章 株式及び株主

〔発行可能株式総数〕

第6条 当社の発行可能株式総数は12万株とする。

〔株券の発行〕

第7条 当社の株式については株券を発行する。

〔株券の種類〕

第8条 当社の発行する株券はすべて記名式とし、株券の種類は、1株券、10株券、100株券、500株券及び1000株券の5種とする。

〔株式の譲渡制限〕

第9条 当社の株式は、取締役会の承認がなければ譲渡することができない。

〔相続人等に対する株式の売渡し請求〕

第10条 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、株主総会の特別決議によって、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

〔募集株式の発行〕

第11条 募集株式の発行に必要な事項の決定は、株主総会の特別決議によってする。

2 前項の規定にかかわらず、株主総会の特別決議によって、募集株主の数の上限及び払込金額の下限を定めて募集事項の決定を取締役に委任することができる。

3 株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合には、募集事項及び会社法第202条第1項各号に掲げる事項は、取締役会の決議により定める。

〔名義書換え〕

第12条 株式の名義書換え、質権に関する登録又はその抹消、株券の再発行などに関する手続き並びにその手数料については、すべて取締役会が別に定めるところによる。

〔届出〕

第13条 株主、質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、その氏名又は商号、住所及び印鑑を当社に届出なければならない。

〔基準日〕

第14条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主（以下、「基準日株主」という。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。ただし、当該基準日株主の権利を害しない場合には、当社は、基準日後に、募集株式の発行、合併、株式交換又は吸収分割等により株式

を取得した者の全部又は一部を、当該定時株主総会において権利を行使することができる株主と定めることができる。

- 2 前項のほか、株主又は質権者として権利を行使すべき者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議により、臨時に基準日を定めることができる。
- 3 第1項ただし書及び前項の場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

第3章 株主総会

〔招 集〕

第15条 当社の定時株主総会は毎年6月に、臨時株主総会は必要あるごとに取締役会の決議に基づいて社長がこれを招集する。

〔議 長〕

第16条 株主総会の議長は、社長がこれにあたる。

〔決 議〕

第17条 株主総会の普通決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行なう。

- 2 会社法第309条第2項に定める特別決議は、議決権を行使できる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行なう。

〔議決権の代理行使〕

第18条 株主は、他の株主を代理人として議決権を行使することができる。

- 2 代理人は委任状を会社に提出しなければならない。

〔議事録〕

第19条 株主総会の議事録は、議事の経過の要領及びその結果を記載して、議長並びに出席した取締役は署名するものとする。

第 4 章 取締役、役付取締役、代表取締役

〔員 数〕

第20条 当社の取締役は、15名以内とする。

〔選 任〕

第21条 取締役は、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任は累積投票によらないものとし、その決議は発行済株式総数の3分の1以上にあたる株式を有する株主が出席することを要し、その議決権の過半数をもって行なう。

〔任 期〕

第22条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 補欠又は増員として選任された取締役の任期は、前任取締役又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

〔代表取締役等〕

第23条 取締役会の決議により、当社を代表する取締役社長1名を選定する。

- 2 取締役会の決議により、専務取締役、常務取締役及び取締役相談役若干名を選任することができる。

〔任 務〕

第24条 取締役社長は取締役会の決議にしたがって当社の業務を統括し、専務取締役及び常務取締役は社長を補佐する。

- 2 社長に事故があるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により、他の取締役がその職務を代行する。

〔顧問及び相談役〕

第25条 取締役会の推せんにより顧問及び相談役若干名をおくことができる。

第5章 取締役会

〔招 集〕

第26条 取締役会は社長がこれを招集する。

2 取締役会の招集通知は、会日の7日前に発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合には、この期間を短縮することができる。

〔招集通知の省略〕

第27条 取締役全員の同意があるときは、招集の通知をしないうで取締役会を開催することができる。

〔議 長〕

第28条 取締役会の議長は、社長がこれにあたる。

〔決 議〕

第29条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行なう。

〔決議の省略〕

第30条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき決議に加わることができる取締役の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

〔議事録〕

第31条 取締役会の議事録は、議事の経過の要領及びその結果を記載して、出席した取締役は署名するものとする。

〔役員報酬〕

第32条 取締役及び監査役の報酬並びに退職慰労金は、株主総会で定める。

第6章 監 査 役

〔員 数〕

第33条 当会社の監査役は2名以内とする。

〔監査範囲の限定〕

第34条 監査役は、会社法第381条第1項の規定にかかわらず、会計に関する事項のみについて監査する権限を有し、業務について監査する権限を有しない。

〔選任〕

第35条 監査役は、株主総会において選任する。

〔任期〕

第36条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の残存期間と同一とする。

第7章 決 算

〔事業年度〕

第37条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

〔剰余金の配当〕

第38条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載された株主又は当会社に登録されている質権者に対して行う。